

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	広報課
委託業務名	KBS テレビ「きらめき大津」制作・放映等業務委託
委託業務場所	KBS 京都テレビ放送配信エリア
概要	市外及び関西圏域からの誘客を増やすことを目的とする。 本業務内容は、年2番組、各30分の番組の中で大津市の観光情報を紹介し、大津市の近隣都市である京都・大阪・奈良圏内に発信することである。
契約期間	令和5年 4月 1日から 令和6年 3月31日まで
契約年月日	令和5年 4月 1日
契約金額	3,146,000円
契約の相手方	[所在地] 大津市京町四丁目3番33号 [名称] 株式会社京都放送滋賀支社
契約相手方の選定理由	大津市内で視聴でき、かつ、大津市が指定した土曜日の夕方の時間帯で自治体制作番組の放送が可能であるのは地方局のみであり、株式会社京都放送滋賀支社はこれに合致し、また、滋賀県への来訪者割合の上位に占める滋賀県、大阪府、京都府を放送エリアとする唯一の放送局であるため。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。